

## マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策ポリシー

(マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への取組)

第1条 Coin Master 株式会社（以下「当社」といいます）は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策（以下「AML/CFT」といいます）を経営上の最重要課題の一つと位置付け、下記のような全社的な態勢整備に取り組んで参ります。

(組織体制・責任者)

第2条 当社は、役員1名をマネー・ローンダリング等防止業務責任者として任命し、コンプライアンス・リスク管理部をマネー・ローンダリング等防止の業務管理部署とします。

(リスク評価)

第3条 当社は、リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、国内法令等のほか、FATF（金融活動作業部会）等の国際機関が発表する文書等にも留意の上、自らが直面しているマネー・ローンダリング及びテロ資金供与に関するリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

リスクの特定・評価及び低減措置については、定期的にその有効性を検証し、必要に応じて見直しを行います。

(本人確認及び顧客管理措置)

第4条 当社は、関係法令に基づいた取引時確認（本人確認）を実施し、適切な顧客管理を行うとともに、不適切な顧客との取引関係の排除に努めます。

(疑わしい取引の届出)

第5条 当社は、取引時確認及び取引モニタリング等の結果、疑わしい取引に該当すると判断した場合には、監督官庁に対して直ちに疑わしい取引の届出をいたします。

(制裁対象者の排除)

第6条 当社は、国内外の規制等に基づき、制裁対象者との取引関係の排除を実施いたします。

(役職員研修)

第7条 当社は、研修を通じて役職員のAML/CFTに対する知識・理解を深め、その役割に応じた専門性・適合性を有するように努めます。

(内部監査の方針)

第8条 当社は、マネー・ローンダリング等防止の状況について定期的に内部監査を実施し、その監査結果を踏まえて、さらなる態勢の改善に努めます。

(継続的な改善)

第9条 当社は、AML/CFTに係る態勢の有効性について、定期的な点検を各部署で行い、その結果も踏まえて継続的な態勢の改善に努めます。

以上

2019年2月21日 制定

2020 年 5 月 1 日 改正

2021 年 1 月 15 日 改正

2021 年 2 月 24 日 改正

2022 年 12 月 28 日 改正